

第2章 騒音の調査

第1節 自動車騒音の調査

1 調査概要

自動車騒音については、「高速道路、一般国道、県道、4車線以上の市道（以下、対象路線）」の道路端において騒音測定を行い、この測定結果を基に道路端から50m以内にある全ての住居における騒音値を推計し、環境基準を達成している住居戸数の割合で評価する「面的評価」という方法で実施しています。

平成17年6月に、国が事務処理基準を示したことを受け、本市では、平成18年度から、全対象路線の5分の1ずつを毎年評価していくことにより、市域全体の環境基準の達成状況を5年間で評価する方法で実施しています。

このことから、平成22年度から市域全体の自動車騒音の状況が把握できるようになり、以降も計画的にこれを実施し、毎年データの更新を行っています。

また、平成23年度からは、合併により新たに評価対象となった、富合町、城南町、植木町の道路についても、調査を実施しており、市域全体の評価区間の延長は443.9km、区間数は161区間となっています。

2 調査結果

平成25年度は、対象路線の内、35区間、評価区間の延長106.3kmについて、調査を実施しました。（表2-1、図2-1）

その結果、市域全体の環境基準の達成率*である5ヶ年の累積評価は、平成20-24年度の95.5%から、平成21-25年度は96.5%に向上していることが確認されました。（表2-2）

※「環境基準の達成率」は、環境基準値が異なる午前6時から午後10時までの「昼間」と午後10時から翌日の午前6時までの「夜間」について、それぞれ評価を行いますが、ここでは「昼間」及び「夜間」とともに環境基準を達成している住居の割合を示しています。

表2-1 自動車騒音の面的評価結果（平成25年度評価区間）

No.	地点名 (路線名)	区間 延長 (km)	車 線 数	測定地点 の等価騒 音レベル (dB)		評価対 象戸数 (戸)	上段:環境基準達成率 (%) 下段:環境基準達成戸数 (戸)		
				昼 間	夜 間		昼夜	昼	夜
1	植木町清水～御領7丁目 (九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線)	13.8	4	67	64	359	98.1 352	98.1 352	98.1 352
2	御領7丁目～戸島西7丁目 (九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線)	4.0	4	64	60	241	100.0 241	100.0 241	100.0 241
3	鶴羽田1丁目～山室5丁目 (一般国道387号)	1.8	4	71	66	268	97.8 262	98.1 263	97.8 262
4	小島3丁目～並建町 (一般国道501号)	3.0	2	67	63	307	99.3 305	100.0 307	99.3 305
5	並建町～川口町 (一般国道501号)	4.6	2	67	63	176	100.0 176	100.0 176	100.0 176

No.	地点名 (路線名)	区間 延長 (km)	車 線 数	測定地点 の等価騒 音レベル (dB)		評価対 象戸数 (戸)	上段:環境基準達成率 (%) 下段:環境基準達成戸数 (戸)		
				昼 間	夜 間		昼夜	昼	夜
6	坪井 2 丁目～上熊本 1 丁目 (県道 1 号、熊本玉名線)	1.6	4	68	63	957	97.9 937	99.4 951	97.9 937
7	植木町清水～植木町一木 (県道 3 号、大牟田植木線)	5.1	2	—	—	149	100.0 149	100.0 149	100.0 149
8	春日 2 丁目～迎町 1 丁目 (県道 22 号、熊本停車場線)	1.3	4	67	61	651	99.5 648	100.0 651	99.5 648
9	小島 3 丁目～野中 3 丁目 (県道 28 号、熊本高森線)	3.3	4	70	64	102	100.0 102	100.0 102	100.0 102
10	野中 3 丁目～上代 1 丁目 (県道 28 号、熊本高森線)	0.8	4	70	64	93	100.0 93	100.0 93	100.0 93
11	出水 1 丁目～健軍 3 丁目 (県道 28 号、熊本高森線)	2.6	2	66	63	1,876	99.4 1,864	99.9 1,875	99.4 1,864
12	植木町石川～植木町植木 (県道 30 号、大津植木線)	3.7	2	70	<u>66</u>	294	<u>86.1</u> 253	<u>94.9</u> 279	<u>86.1</u> 253
13	上熊本 1 丁目～上熊本 3 丁目 (県道 31 号、熊本田原坂線)	1.2	4	70	<u>67</u>	589	<u>94.9</u> 559	99.8 588	<u>94.9</u> 559
14	神水 2 丁目～佐土原 2 丁目 (県道 36 号、熊本益城大津線)	3.5	4	66	61	887	97.0 860	98.1 870	97.0 860
15	沖新町～中原町 (県道 51 号、熊本港線)	3.5	4	—	—	15	100.0 15	100.0 15	100.0 15
16	中原町～野口 3 丁目 (県道 51 号、熊本港線)	3.4	4	65	57	160	100.0 160	100.0 160	100.0 160
17	野口 2 丁目～近見 2 丁目 (県道 51 号、熊本港線)	1.7	4	67	62	292	100.0 292	100.0 292	100.0 292
18	植木町平原～植木町鈴麦 (県道 55 号、山鹿植木線)	2.0	2	—	—	56	100.0 56	100.0 56	100.0 56
19	八反田 2 丁目～長嶺南 2 丁目 (県道 103 号、熊本空港線)	1.3	2	67	62	365	100.0 365	100.0 365	100.0 365
20	長嶺南 3 丁目～小山 5 丁目 (県道 103 号、熊本空港線)	3.7	4	67	60	663	100.0 663	100.0 663	100.0 663
21	植木町円台寺～植木町上古閑 (県道 113 号、玉名植木線)	3.0	2	—	—	35	100.0 35	100.0 35	100.0 35
22	植木町木留～植木町滴水 (県道 113 号、玉名植木線)	3.2	2	—	—	292	100.0 292	100.0 292	100.0 292
23	植木町内～植木町清水 (県道 119 号、植木山鹿線)	2.9	2	—	—	51	100.0 51	100.0 51	100.0 51
24	御幸西 1 丁目～御幸西 3 丁目 (県道 182 号、田迎木原線)	0.6	4	67	63	53	100.0 53	100.0 53	100.0 53
25	御幸西無田町～御幸木部町 (県道 182 号、田迎木原線)	1.9	4	68	62	1	100.0 1	100.0 1	100.0 1

No.	地点名 (路線名)	区間 延長 (km)	車 線 数	測定地点 の等価騒 音レベル (dB)		評価対 象戸数 (戸)	上段:環境基準達成率 (%) 下段:環境基準達成戸数 (戸)		
				昼 間	夜 間		昼夜	昼	夜
26	富合町釈迦堂～富合町木原 (県道 182 号、田迎木原線)	3.6	2	68	63	41	100.0 41	100.0 41	100.0 41
27	良町 2 丁目～御幸木部町 (県道 182 号、田迎木原線)	2.7	2	－	－	350	100.0 350	100.0 350	100.0 350
28	植木町平井～植木町豊田 (県道 199 号、南田島豊田線)	2.7	2	－	－	68	100.0 68	100.0 68	100.0 68
29	野口 2 丁目～新土河原 2 丁目 (県道 227 号、並建熊本線)	1.2	4	67	63	225	100.0 225	100.0 225	100.0 225
30	海路口町～小島上町 (県道 233 号、海路口小島線)	9.5	2	－	－	312	100.0 312	100.0 312	100.0 312
31	石原 3 丁目～龍田町弓削 (県道 235 号、益城菊陽線)	0.9	2	－	－	33	100.0 33	100.0 33	100.0 33
32	城南町今吉野～城南町築地 (県道 240 号、今吉野甲佐線)	1.4	2	63	56	111	100.0 111	100.0 111	100.0 111
33	下硯川町～下硯川町 (県道 332 号、小天下硯川線)	1.3	2	－	－	67	100.0 67	100.0 67	100.0 67
34	河内町東門寺～河内町東門寺 (県道 332 号、小天下硯川線)	0.6	2	－	－	20	100.0 20	100.0 20	100.0 20
35	本荘 5 丁目～保田窪本町 (市道 熊本駅新外線)	4.9	4	<u>72</u>	<u>68</u>	2,933	99.6 2,921	99.8 2,928	99.6 2,921
合計		106.3				13,092	12,932	13,035	12,932

※1 : 「環境基準達成率」 下線 は 80%以上 95%未満、下線 は 60%以上 80%未満、
囲み数字(□)は 60%未満。

※2 : 「測定地点の等価騒音レベル」 下線 は環境基準値を超えた地点。

※3 : 交差点部では、2 つの評価区間に重複して住居が立地する場合がありますが、戸数合計は、それぞれの和(延べ数)として計算しています。

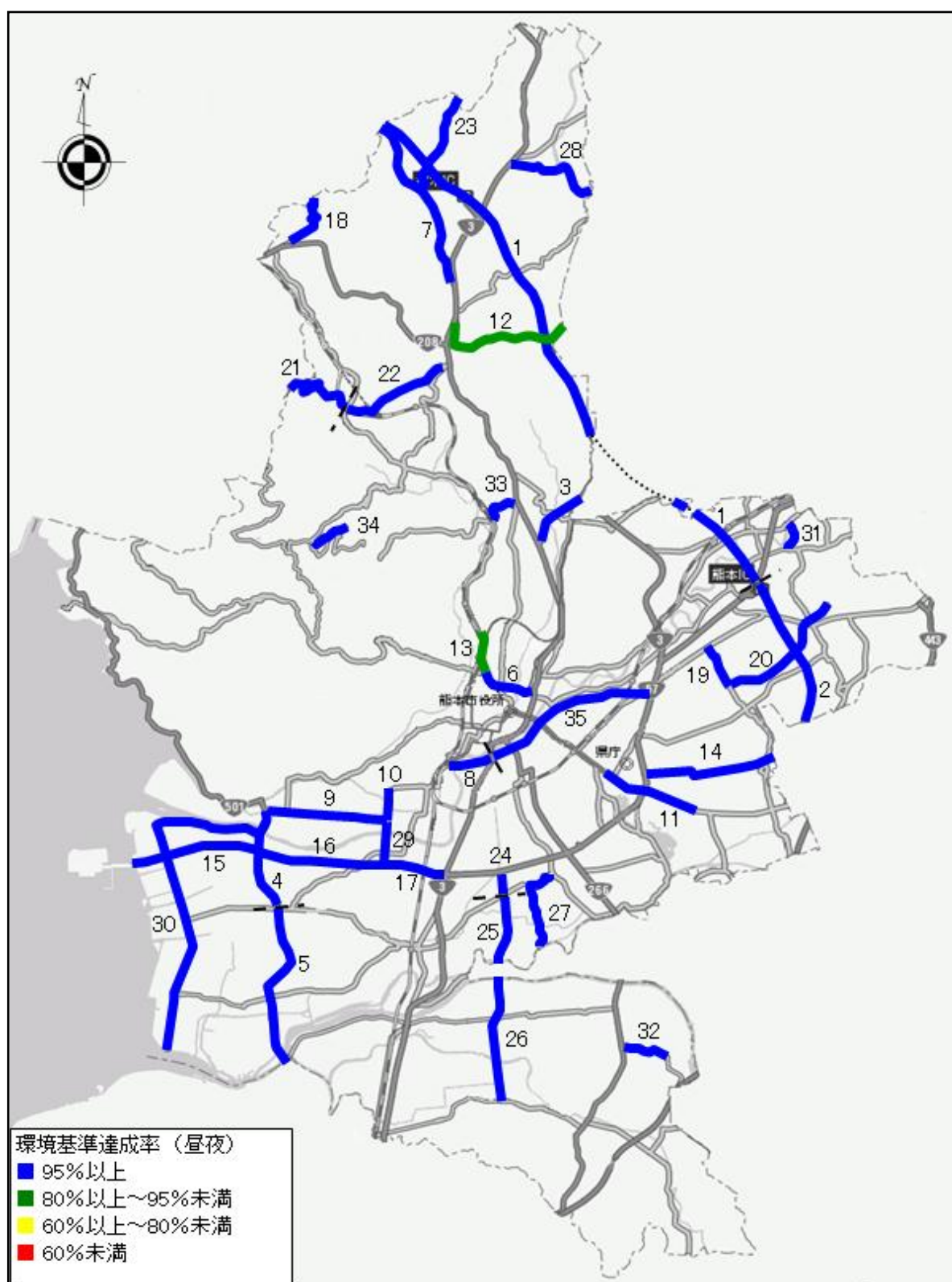


図 2-1 環境基準の達成状況(平成 25 年度評価区間)

表 2-2 自動車騒音の面的評価結果(平成 21 年度～平成 25 年度 市全域の評価)

評価年度	評価区間	評価対象 戸数	環境基準達成戸数・(率)			市域全体の 環境基準達成率※ (5ヶ年累積評価)
			昼・夜	昼	夜	
平成 21 年度	23 区間	14,971	14,726	14,862	14,731	－
平成 22 年度	23 区間	9,328	9,091	9,151	9,091	86.3%
平成 23 年度	22 区間	12,055	11,456	11,943	11,456	91.3%
平成 24 年度	35 区間	16,243	15,449	16,085	15,457	95.5%
平成 25 年度	35 区間	13,092	12,932	13,035	12,932	96.5%
合計	138 区間 (市内全域)	62,108	59,946 (96.5%)	61,510 (99.0%)	59,959 (96.5%)	注 1

※「市域全体の環境基準達成率」とは、その年度までの 5 ヶ年の評価結果の累積から、市域全体の環境基準の達成率を表したものです。平成 18 年度から、この方法で調査を実施しているため、平成 22 年度から市域全体の環境基準達成率が評価できるようになりました。

注 1: 各評価区間の交差点における住居の重複を除いて戸数の合計を算出しています。

(参 考)

●環境基準、要請限度

道路に面する地域の環境基準と幹線交通を担う道路(高速自動車道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道など)に近接する区域の自動車騒音に係る環境基準及び要請限度は以下のとおりとなっています。(表 2-3、表 2-4)

表 2-3 道路に面する地域の環境基準

	昼間	夜間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル	55 デシベル
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル	60 デシベル

※ ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、表 2-4 による。

※ A地域とは専ら住居の用に供される地域、B地域とは主として住居の用に供される地域、C地域とは相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域を、それぞれ指しています。

表 2-4 幹線交通を担う道路に近接する区域の環境基準及び要請限度

	昼間	夜間
環境基準	70 デシベル	65 デシベル
要請限度	75 デシベル	70 デシベル

※ 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分で、道路端において行う。

※ 等価騒音レベルにより評価する。

※ 近接する区域とは、2 車線以下の道路の場合は道路敷地境界から 15m、2 車線を超える道路の場合は、20mまでの範囲のことを言います。

【要請限度】

自動車騒音が要請限度を超えて道路周辺の環境を著しく損なっている場合には、公安委員会や道路管理者に対し、必要な措置を講じるよう要請したり、意見を述べたりすることができます。

なお、騒音の測定時間については、本調査が 1 日間で行うのに対して、要請を行うためには、連続する 7 日間のうち 3 日間で行うこととされています。